

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

新潟水俣病は公式確認から 50 年が過ぎました。この間、最高裁は二度にわたって、現行の認定基準（昭和 52 年判断条件）では認められなかった被害者を「水俣病患者」と認めて国や加害企業に賠償を命じ、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めています。

しかるに、今年 4 月末現在、県内の認定申請者が 162 名を数え、また国や昭和電工を被告にした訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていません。昨年 5 月 31 日、新潟市内で開催された「新潟水俣病公式確認 50 年式典」において、当時の望月環境大臣は「悲惨な公害が二度と繰り返されないよう、環境行政の推進に全力で取り組むことがみずからの使命である」と述べましたが、未救済被害者への対応については言及しませんでした。

一方、新潟県知事は同日、今なお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求める「ふるさとの環境づくり宣言 2015」を発表しました。

また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）の救済判定をめぐって、国は異議申し立てができる行政処分には当たらないとの見解を示していますが、新潟県は処分性があるとして異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っています。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘しています。

よって、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう、強く要望します。

- 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
- 2 平成 21 年 7 月に成立した水俣病特措法の第 37 条に定めている「阿賀野川流域住民の健康被害実態調査」を速やかに実施すること。
- 3 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備すること。
- 4 昭和 30 年ころから昭和 53 年ころまで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。
- 5 水俣病特措法の異議申し立てを認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 9 月27日

長岡市議会議長 関 正 史

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、環境大臣